

別表（第2条関係）

補助事業名	地域づくり活動応援事業
補助事業の目的	地域課題に主体的に取り組む自治会等の地域づくり団体の新たな取組に対して活動経費の一部を助成することにより、魅力あふれる西播磨づくりを図る。
補助事業の対象となる者	(1) 西播磨地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしている自治会、まちづくり協議会等の地域団体 (2) 西播磨地域の特別支援学校、高等学校及びそれに準ずる学校（校内に事務局を持つ団体を含む。）
補助事業の対象となる経費	地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取組（以下の対象事業）に要する経費として、県民局長が必要かつ適当と認めるもの (対象事業) 【一般枠、特別枠】 地域団体が創意工夫をこらして主体的に進める事業で、地域社会の共同利益の実現を目的に実施される新たな取組 【高校生枠】 次代の担い手となる高校生等が主体となる地域づくり活動
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内の額で、1団体あたり 【一般枠、特別枠】200千円以内、【高校生枠】80千円以内 (ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)
適用除外する条項	第19条
その他の事項	_____

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 事業(変更)計画書(別紙1) 収支(変更)予算書(別紙2) 団体概要書(別紙3)
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項 (事業の変更)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更が生じない場合
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲での事業の細部の変更
	(指定期日) 変更のあった日から1ヵ月以内
	(添付書類) 第3条の添付書類に準じる
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じたときに、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 事業実施報告書(別紙4) 収支決算書(別紙5) 領収書総括表(別紙6)
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内(第8条の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日から10日以内)又は令和6年4月7日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) —